

北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する
有識者会議（第2回）議事要旨

1. 日時
平成21年10月29日（木）10時00分～12時00分
2. 場所
KKRホテル札幌 7階 北斗
3. 出席者
○委員
祖母井委員、押谷委員、小野寺委員、西村委員、日浅委員、山田委員
○オブザーバー
北海道警察本部平澤生活安全企画課長
○北海道教育大学
大久保理事、後藤理事、八重樫副学長、大津教授、齊藤総務部長、小泉学務部長
4. 議事
(1) 前回会議での質問事項に対する回答
(2) 討議
不祥事案の検証について。
(3) 閉会

[討議の要旨]

- (1) 「札幌校学生の不祥事案」について、大学側から、①事件の背景、②反省のプロセス、③大学側の対応、等について説明の後、討議がなされた。

[主な意見]

「○」⇒ 委員からの意見等 「●」⇒ 大学からの意見等。

- このような事件を起こさないために何をすべきか。とにかく事例に学ぶしかない。事の詳細を皆が共有することが必要ではないか。
一つ事が起きたときにどのように動いたかということが知られることによって、学生も教員も、自分たちが何をして良いのか悪いのか、何をしなければならないのか、分かるのではないか。
とかく私たちは、何か事が起きると手続きや制度を整えとか、委員会を作るとか、形を整えることに一生懸命になるが、事はどんな形を整えても起きてしまうような気がする。形というのは事後処理でしかないと思うので、やはり事件を起こさない仕組みを作ることが大事だと思う。今回の資料として提示されている指導状況を学生に公開したら、学生はすごく考えるのではないか。それこそが良い教材になると思う。
- 今の学生について教えてほしい。
- 学生が二極化しているのではないか。一生懸命勉強する学生と、一部、勉学に意欲を見いだせない学生がいる。この二極化が大きくなっているのではないか。
- 学生相談体制はどうなっているのか。
- 全学的に、「なんでも相談」という制度を作っており、相談員を置いている。
精神的なことについては、保健管理センターにカウンセラーがいる。

- 相談室という機能には限界もある。問題行動を起こす学生自身、自分が悪いと思っていない場合があるので、相談室を訪れたりはしない。問題行動を気付かせる機能が大学の中にたくさんなければいけない。例えば、小規模なゼミのようなものを早い学年からやって、指導教員とか、クラス担任制で担任の先生が生活態度とか勉学に誘い込むような仕組みが、大学の中で多重に作っていくことが必要。
 - 専攻により多少違うが、2年生でゼミが決まる専攻もある。
1年に入学したときに、学生10人くらいに1人のアカデミックアドバイザーという担任制をとっており、何かあれば、アカデミックアドバイザーと連絡を取り合う仕組みを作っている。
 - 学生の指導体制は、この会議の大切な部分だと思う。もう一つ、ゼミに属した場合、学年の違う集団があって、そこでお互いに良い結果を生むような関係が出来る場合があるのではないか。
 - ゼミによって随分異なると思う。合同でやっているゼミもある。一緒にやって良い面も悪い面もあるのでは。
 - ゼミとか小単位の中で、特に、出席率とか成績のチェックというのはどのように行っているのか。成績が悪くなったとか、出席率が悪い学生がいた場合にどういう対処をとっているのか。
生活の乱れということが基本にあるとすれば、出席率が悪くなり、成績の低下が雪崩式に起きてくるのではないか。
全てのこのような犯罪が生活の乱れに結びついているとは思わないが、少なくともその一端はあるのではないか。全てを見つけることは出来ないかもしれないが、芽を摘み取るという意味では生活の乱れを正すということは、一つ大事な点だと思う。そのためには、出席率とか勉学に対する意欲とかをチェックすることは非常に大切ではないか。
 - 例えば、専攻会議の中で学生について情報交換している。成績は半期に1度出てくるので、成績低迷者については指導教員が指導することになっている。
 - この事案の背景は、私生活の乱れ、規範意識の欠如、性道德に対する欠如、異性との正しい付き合い方の欠如、という状況でないのかと感じる。
- (2)「旭川校学生の不祥事事案」と「旭川校教員の懲戒解雇事案」について、大学側から、事件の背景等について説明の後、討議がなされた。

[主な意見]

- 以下、主に懲戒解雇事案に関する意見等で、学生の不祥事事案についての意見等は特になかった。—
- これは、通常の教師と学生の関係では理解できない感じがする。
- 大学は教えることが使命なので、そのこと（量や指導の方法など）が多い少ない、又は厳しい優しいということで、境界線を引きにくい部分である。ここまでやったら法に触れるというようなものがないので非常に難しいと思う。受ける側によっても、これは過剰だと考える学生と、これくらいは何ともないと思う学生とが分かれると思う。学生に授業評価とかを行っているのか。
何故そこまで集団が出来てしまったのか、出来る前の段階で何とか見つけられなかったのか、見つける方法はどうしたらいいのか。それには一つとして、学生、教員同士が発言出来る場であるとかアンケートすることであるとかが必要ではないか。
- 授業評価に関するアンケートは継続的に実施している。
今後、ハラスメントに関するアンケートを計画している。

○ 例えば、科学研究費とか理科系の研究であれば、学生が先生の研究を手伝いするようなことが有るが、共同研究に参加することは良いことだけれども、学生がどの程度関わるか、これは特殊な事例である。

○ アカハラやセクハラについても、大学が密室化しやすいところに危険性があると思う。

○ 大学の中では当然の制度とか教員の義務とか、そういうものについて明文化されたものが無く、皆なの意識の中にも、あまりそういうことを意識してこなかったのではないか。

先生方には適切な指導義務がある。ただ、この適切な指導義務が何なのか、本当にケースバイケースで、「学生のためを思ってやっているのです」と言われると、その限界がどこなのか、誰にも良く分からないし、解雇する方もされる方も一定の明らかな基準がないという現状があるので、難しいという印象を持っている。

唯一、ある程度の基準として提示できるのは、学校や教員には学生に対する安全配慮義務があるということ。これが唯一の言葉として言えることであって、少なくとも何をやるにしても、学生のため生徒のために熱心にやることは良いのだけれども、最低限学生の安全に配慮した措置を取らなければならないというところから、側面、観点が違うけれども、一定の限界を認識するよりどころになるのではないかと感じている。

再発防止にもかかわることと思うが、一度最低限の義務の内容というものを整理してみる必要があるのではないか。それを教員が認識することによって、自分でここまでやって良いことの判断基準になるのではないのか。それも本当にケースバイケースで難しいことは十分承知しているが、少しでも何かよりどころとするものが必要ではないかと感じている。